

改正

平成22年3月23日告示第67号

平成25年3月28日告示第74号

平成26年3月24日告示第44号

令和4年1月27日告示第13号

磐田市制限付き一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、磐田市が発注する建設工事、建設業関連業務委託及び物品製造等（以下「建設工事等」という。）の質の確保を図り、入札及び契約制度のより一層の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事等)

第2条 制限付き一般競争入札の対象は、予定価格が磐田市契約規則（平成17年磐田市規則第32号）第27条に定める金額を超える建設工事等のうち、制限付き一般競争入札に適したものとする。

(入札参加資格者)

第3条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成21年磐田市告示第41号）又は磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成23年磐田市告示第55号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成25年磐田市告示第72号）に基づく入札排除措置を受けていないこと。
- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年磐田市告示第34号）に基づく磐田市における建設工事競争入札参加資格若しくは建設業関連業務委託入札参加資格の認定又は磐田市物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成17年磐田市告示第37号）に基づく磐田市における物品製造等入札参加資格の認定を受けていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (6) 建設工事については、その施工に関して必要な建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条に規定する技術者を配置できること。
- (7) 建設工事については、該当する業種において法第3条に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設工事については、該当する業種の認定を受けている者又は市長が指定する格付の者で、かつ、経営規模等評価結果又は磐田市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書の提出時における年間平均完成工事高が一定以上であること。
- (9) 建設工事については、対象建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (10) 建設業関連業務委託については、該当する業種に係る当該年度の磐田市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書の提出時における年間平均実績高が一定以上であること。
- (11) その他市長が必要と認める資格を有していること。

(入札の公告等)

第4条 制限付一般競争入札を実施しようとするときは、磐田市契約規則第8条及び第9条の規定に基づき入札の公告を行うものとする。

- 2 市長は、前項の公告を行ったときは、入札説明書の交付に代えて当該公告の写しを入札参加希望者に配布するものとする。

(入札参加資格の確認)

第5条 入札参加希望者(以下「申請者」という。)は、公告に示した期間内に、入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)のほか、必要に応じ資料を添付し市長に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書等の提出を受けたときは、当該入札参加資格の有無について審査を行い、その結果を入札参加資格確認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、前項の規定による申請書等の受理時において、申請者が入札参加資格を有することを確認できる場合は、この限りでない。

- 3 前項の申請書等の審査に当たって当該申請が建設工事又は建設業関連業務委託に係るものであるときは、あらかじめ磐田市建設事業審査委員会規程(平成17年磐田市訓令第14号)第1条に規

定する磐田市建設事業審査委員会の審査を受けなければならない。

- 4 申請者は、第2項に規定する確認通知書により入札参加資格を有しない旨の通知を受けたときは、市長に対しその理由の説明を求めることができる。

(設計図書等の閲覧等)

第6条 市長は、設計図書その他契約締結に必要な資料（以下「設計図書等」という。）を指定する方法で閲覧に供し、又は貸出しするものとする。

- 2 申請者は、設計図書等に対する質問を、市長が指定する期限内に書面により提出することができる。

- 3 市長は、前項による質問を受理したときは、指定する期限内に回答するとともに、閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

(入札保証金)

第8条 制限付き一般競争入札に係る入札保証金は、免除する。

(入札の無効)

第9条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 磐田市建設工事競争契約入札心得（平成17年磐田市告示第3号）、磐田市建設業関連業務委託競争契約入札心得（平成22年磐田市告示第38号）又は磐田市物品製造等競争契約入札心得（平成23年磐田市告示第56号）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 第5条に基づき入札参加資格のあることを確認された後、入札参加停止措置を受け入札執行時点において入札参加資格のない者のした入札

(事業協同組合等の取扱い)

第10条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに法人以外の共同受注を行う団体（以下「事業協同組合等」という。）とその組合員又は構成員は、同一の制限付き一般競争入札に参加することはできない。

- 2 同一の者が構成員である事業協同組合等は、同一の制限付き一般競争入札に参加することがで

きない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日告示第67号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日告示第74号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日告示第44号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月27日告示第13号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

磐田市長

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

下記の入札に参加する資格について、確認されたく申請します。なお、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないことを誓約します。

記

1 公 告 日 年 月 日

2 入札案件名 年度

第 年 月 日 号

入札参加資格確認通知書

所在地
商号又は名称
代表者氏名

磐田市長



先に申請のあった下記入札に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

入札公告日		
入札案件名		
入札参加資格の有無		
	入札参加資格がないと認めた理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、市に対して、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、年 月 日()までに、その旨を記載した書面を提出してください。